

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和7年12月24日

足立区長 近藤 弥生

1 業務の概要

- (1) 業務名 足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託  
(2) 業務目的

本区では、区民と区外在住者のイメージギャップを解消するため、「足立区外に向けた広報・メディア戦略」（令和4年度策定）をベースに、令和6年度から「ワケあり区、足立区。」というコピーのもと、足立区の魅力や先進的な取組みを広く区外へPRするシティプロモーションを本格的にスタートさせた。

当該業務委託では、「足立区のイメージが良いと思う足立区外在住者の割合」を区制100周年を迎える令和14年度までに5割へと高める（令和6年度現在25.4%）という目標に寄与するため、メディアを通じたプラスの情報の露出・拡散を柱とする。

- (3) 本業務における情報を届けたい層

20代～40代の東京23区及び足立区の近隣自治体居住者

- (4) 業務内容

**ア PRコンサルティング**

時期や情報を届けたい層に応じた効果的・効率的なメディアアプローチの全体計画を作成し、年間を通じてコンサルティングを行うこと。また、作成した全体計画の進捗管理を行い、適正かつ確実に業務遂行すること。

**イ メディアアプローチの実施**

足立区が提供するプレスリリース資料や、区の施策や資源などを売り込むためのプロモーション資料（受託者による作成を想定）などを基に、アプローチするメディアを選定し、取材誘致を行うこと。

＜アプローチするメディアの希望順位＞

- ① 首都圏キー局を中心としたテレビ
- ② 雑誌媒体・WEB媒体（一次メディア）
- ③ 全国版（5大紙）等の新聞

**ウ WEB媒体や雑誌媒体などへの記事広告・タイアップ記事の掲載**

子育てしやすいまちとしてのイメージ定着（切れ目ない子育て支援や、体験機会の創出、公園の多さ、充実した子育て環境など）を図るための記事広告・タイアップ記事を、WEB媒体や雑誌媒体などで1件以上掲載すること。

※ なお、上記イによる事業の露出状況に応じて、受託者と協議のうえ掲載案件を変更する場合がある。

**エ 効果測定**

上記イ・ウで実行したアクションごとに広告換算値やアクション数など、定量化できる数値効果を測定・分析すること。

**オ 会議の開催**

月に1回以上、対面での会議を設定し、プロモーションの実施状況や効果測定の結果などを報告し、今後の進め方などを協議すること。資料の作成・印刷は受託者において行うこと。

## カ 報告書の作成

### (ア) 月次報告書

各月の区外プロモーションの取り組みや業務内容をまとめた資料を作成し、データにて提出すること。

### (イ) 成果報告書

本業務における実績一覧、これまでの効果測定やイメージ調査結果を踏まえた総括分析等をまとめた成果報告書を作成し、紙媒体及びデータにて提出すること。

## (5) 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

※ 毎年度後半に開催する評価委員会の評価が良好な場合に限り、予算の範囲内で契約を更新できる。なお、更新は1年単位とし2回を限度とする。評価にあたっては、当該年度の業務実績や、次年度の計画・目標などを提出することとし、評価委員会および評価基準については、契約時までに別途規定する。

## 2 提案限度価格等

### (1) 提案限度価格

13,000,000円（消費税込み）

※ この金額を上回った場合はその時点で失格とする。

### (2) 最低制限価格

なし

## 3 資格要件、選定基準及び評価基準

### (1) 提案書の提出者に要求される資格要件

ア 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。なお、足立区での競争入札参加資格を有しない者は、参加表明書、技術資料、直近3年分決算にかかる「決算報告書」  
※ 特に「販売費一般管理費」の勘定科目がわかるものを添付」「法人税確定申告書」※別表含む」「勘定科目内訳書」と併せて次の書類を提出すること。

(ア) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本、発行後3か月以内のもの。）

(イ) 営業所表（標準様式5号）

(ウ) 委任状（標準様式6号。当該業務において代理人を置く場合に限る。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

ウ 足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、または当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体またはこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者または当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

ク 他の自治体及び団体などからの委託により、同様の業務を行った実績があり、具体的な提案が行えること。

ケ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

コ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

サ 会社法等に基づく法人であること。

### (2) 失格について

提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（1）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(3) 提案書提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指標
経営規模	経営規模は妥当か	10%	資本金、売上高
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	15%	専門分野の職員数及び業務実施の体制
		15%	責任者、業務担当者の経験・実績
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	5%	自己資本比率
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	55%	同種・類似業務の実績
合計		100%	
区内業者	区内に本店のある業者に10%を加点する	+10%	

※ 評価項目「履行保証力」については、経営状況が不安定であり、業績の信頼性に不安があると、「足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託プロポーザル選定委員会」において認められた場合には、失格とする。

※ 提案書提出者の選定については原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。

(4) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指標
業務の理解度	業務の理解度は十分か	10%	業務実施の方針内容について、足立区シティプロモーション戦略方針、広報・メディア戦略、本委託に係る説明書及び足立区の資源や取り組みなどを充分理解した上で提示しているか
業務遂行能力	業務を遂行する体制は妥当か また、業務実績や類似案件の経験は本件の企画や履行に有効か	15%	・業務実施の体制及び従事者の経験・実績は十分か ・業務実績や類似案件の経験を活かし、本件の安定した企画や履行を実施できるか
提案内容の的確性	業務の実施手順は妥当か	5%	実施フロー・スケジュールの妥当性、的確性、実現性
提案企画の具体性	メディアアプローチについて、足立区のプラスの情報を最大限露出させ、認知度向上が図れる実現的かつ具体的な提案となっているか	40%	・アプローチするメディアや手法に実現性があり、効果が見込めるか ・目標設定が妥当か
	記事広告・タイアップ記事の掲載について、テーマを効果的に訴求できる実現的かつ具体的な提案となっているか	10%	・企画及び手法が実現的・具体的で、効果が見込めるか ・目標設定が妥当か
コスト	コストは妥当か	5%	提案見積価格
法令遵守	個人情報保護・情報セキュリティに関する対策を講じているか	5%	内規や方針内容は妥当か
説得力	提案書が分かり易く、説明に説得力があるか、論理的か また、論理的思考に基づき冷静に議論できるか	10%	・資料の正確性など ・ヒアリング内容（プレゼンテーション等）における説明能力や業務への意欲、理解度、論理性、態度
合計		100%	
区内業者	業者及び業務の条件	加点 (%)	
	区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5	
	区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4	
	区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3	
	区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2	

※ 配点の合計数が第1位の者を優先交渉権者とする。同点の場合には提案見積価格等を総合的に判断して上位者を決定する。順位が第2位の者を次点とする。

また原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。

#### 4 手続き等

##### (1) 担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
足立区 政策経営部 シティプロモーション課 プロモーション係  
電話 03-3880-5803 (直通) 担当 鈴木・新田

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月14日（水）午後5時まで  
イ 交付場所 上記（1）と同じ。  
ウ 交付方法 事前連絡のあった希望者に直接交付する。

##### (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年1月15日（木）正午まで  
イ 提出場所 上記（1）と同じ。  
ウ 提出方法 事前連絡の上、書類を持参すること（郵送不可）。

##### (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年3月25日（水）午後5時まで  
イ 提出場所 上記（1）と同じ。  
ウ 提出方法 事前連絡の上持参により、書類及びデータが入ったCD-ROM（ファイル形式はPDF）を提出  
※ 提案書とともに正本（代表者印押印）1部、副本15部  
※ 副本は、提案者が特定できる項目（企業名、ロゴマーク等）をすべて削除し、提出すること。

#### 5 スケジュール（予定）

項目	日程
説明書の交付	令和7年12月24日（水）から 令和8年 1月14日（水）午後5時まで
説明書に関する質問期限	令和8年 1月 9日（金）
参加表明書の提出期間	令和7年12月24日（水）から 令和8年 1月15日（木）正午まで
提案書提出者選定結果の通知	令和8年 3月 2日（月）発送
提案書の提出期間	令和8年 3月 2日（月）から 令和8年 3月25日（水）午後5時まで
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和8年 4月10日（金）
特定結果通知	令和8年 4月14日（火）発送
契約締結	令和8年 5月上旬